

展示・販売に関する注意事項

展示・即売会の運営責任者は、実施主体の職員（市町村の場合は市町村の職員，県の場合は県の職員，）です。以下の注意事項を必ず確認し，展示・即売会のルールを守り，商品や実施場所の管理を徹底していただくようお願いいたします。

場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 展示・販売は、<u>決められたスペース（7.8m×2.5m）</u>内で行ってください。ポールやパンフレットラック等は後ろの壁の端のラインからはみ出さないように設置してください。 ● 実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までです。 ● 販売時間は、<u>午前10時から午後2時まで</u>です。午前10時までに販売準備を整えてください。
搬入／搬出 車両駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。 ● 車両の駐車場については、<u>3台まで</u>県庁指定車駐車場に駐車できます。荷物搬入後、使用許可証を受け取り、指定の駐車場へ駐車願います。 ● 指定車駐車場の利用可能時間は午前8時から午後4時までです。夜間の駐車が必要な場合は、民間の駐車場を利用してください。
販売可能な商品	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施要項での要件を満たし、<u>事前に展示即売商品として届出した商品</u>に限ります。 ● 強いにおいがする商品は販売できません。真空パック包装等、<u>においが漏れないように工夫</u>して販売してください。
食品表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品表示は法律で規定されています。<u>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売ができません</u>のでご注意願います。
販売方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 出展者においても「ポスター」や「のぼり」等により来庁者等に周知するよう取り組んでください。 ● 呼び込み行為は一切行わないでください。 ● 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。 ● 原則として、<u>商品の取り置きは行わない</u>でください。客からの強い要望等により、<u>商品の預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行う</u>ことを徹底してください。お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見されますが、県では荷物の預かりは<u>一切行いません</u>。
試飲・試食	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>試飲・試食は行わない</u>でください。（実施場所は飲食が禁止されています。）
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ● HACCPに沿った衛生管理等を徹底してください。 ● 在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミは原則持ち帰りです。 ● 展示・即売会終了後は清掃を行ってください。
売上報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了後は指定の様式で実績報告をお願いします。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売商品の在庫や持ち込み備品を、備品倉庫内に保管しないこと。<u>商品や持ち込み備品は毎日持ち帰って</u>ください。 ● ポスター等を壁面へ貼付しないこと。掲示物は販売台に養生テープで貼ってください。 ● 実施場所での飲食は行わないこと。 ● 持込可能備品は冷蔵・冷凍庫（1,200w以下）とレジスターのみです。それ以外の備品（電子レンジ、炊飯器等）の持込は認めません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● テーブルやワゴン等、県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体様に弁償していただくこととなりますので、丁寧に使用してください。 ● 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じてください。